

小牧市定住促進奨励金の交付に関する要綱

〔令和 7 年 4 月 3 0 日〕
〔 7 小 都 計 第 1 号 〕

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 三世代同居タイプ（第 5 条—第 6 条）
- 第 3 章 三世代近居タイプ（第 7 条—第 8 条）
- 第 4 章 市内就業者新生活応援タイプ（第 9 条—第 10 条）
- 第 5 章 交付の申請及び実績報告（第 11 条・第 12 条）
- 第 6 章 交付決定等（第 13 条—第 16 条）
- 第 7 章 決定の取消し等（第 17 条・第 18 条）
- 第 8 章 雑則（第 19 条—第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 小牧市定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和 34 年小牧市規則第 3 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。
- (2) 子世帯 子が同一世帯内で養育する出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもと同居している世帯又は妊娠中の子がその出生後の子どもと同一世帯内で同居する予定である世帯をいう。
- (3) 親 子の父母又は祖父母であって、三世代同居又は三世代近居の開始の日より 1 年以上前から継続して定住しているものをいう。
- (4) 親世帯 親を構成員とする世帯をいう。
- (5) 新婚世帯 婚姻の届出をした日から起算して 3 年以内の夫婦を構成員とする世帯をいう。

- (6) 定住 現に市内に居住し、かつ、本市の住民票が作成されていることをいう。
 - (7) 三世代同居 親世帯と子世帯が同一敷地内（共同住宅及び長屋の住戸にあっては、同一棟）に定住することをいう。
 - (8) 三世代近居 市外に居住する子世帯が市内に転入し、親世帯と子世帯が定住すること（三世代同居を除く。）をいう。
 - (9) 同一敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地及びそれに隣接する土地をいう。
 - (10) 住宅等 一戸建ての住宅、共同住宅及び長屋の住戸（店舗等の用途を兼ねるものであって、人の居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であるものを含む。）をいう。
 - (11) 中古住宅 過去に居住の用に供され、かつ、現に居住その他の使用がなされていない住宅等をいう。
 - (12) 新築等 住宅等を新築し、増築し、又は改築することをいう。
 - (13) リフォーム 住宅等の修繕、模様替え等又は機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいう。
 - (14) 取得 住宅等を購入し、所有することをいう。
- （交付の目的）

第3条 奨励金は、予算の範囲内において、本市に定住するために住宅等を新築等し、リフォームし、又は取得した場合に交付することにより、新婚世帯、子育て世帯等若年層の定住及び中古住宅の利活用を促進し、将来にわたって活気あるまちづくりにつなげることを目的とする。

（奨励金の種類等）

第4条 奨励金の種類は、三世代同居タイプ、三世代近居タイプ及び市内就業者新生活応援タイプとし、それらの対象者等及び奨励金の額は、第2章から第4章までにおいて定めるところによる。

2 奨励金は、前項に規定する奨励金の種類のうち複数を併用して交付することはできないものとする。

第2章 三世代同居タイプ

（対象者等）

第5条 三世代同居タイプの奨励金（以下「三世代同居タイプ奨励金」という。）の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する親又は子とする。

- (1) 子世帯の構成員の全員が、三世代同居タイプ奨励金の交付の対象となる住宅等（以下「三世代同居対象建物」という。）に三世代同居を開始した日前１年間、親世帯と同一敷地内に居住していないこと。
- (2) 三世代同居対象建物を新築等し、リフォームし、又は取得したこと。
- (3) 三世代同居対象建物を新築等し、リフォームし、又は取得する契約を締結する時点で親又は子に該当すること。
- (4) 三世代同居対象建物を新築等した場合は工事請負契約を締結した日から建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７条第５項又は第７条の２第５項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けた日（同法第６条第１項に規定する確認の申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する必要がない場合にあっては、工事を完了した日）後６月を経過する日までの間に三世代同居を開始し、三世代同居対象建物をリフォームした場合はリフォームの請負契約を締結した日からリフォームを完了した日後６月を経過する日までの間に三世代同居を開始し、又は三世代同居対象建物を取得した場合は売買契約を締結した日から引き渡しを受けた日後６月を経過する日までの間に三世代同居を開始していること。
- (5) 子世帯の構成員が市内に住宅等（三世代同居対象建物及び賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和２年法律第６０号）第２条第１項に規定する賃貸住宅（以下「賃貸住宅」という。）を除く。）を所有していないこと。
- (6) 奨励金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、親世帯及び子世帯の構成員の全員が、納期限が到来している市税を完納していること。
- (7) 申請日において、親世帯及び子世帯が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定に基づく扶助を受けていないこと。
- (8) 親世帯及び子世帯の構成員の全員が、小牧市三世代同居住宅支援補助金及び小牧市三世代近居住宅支援補助金の交付に関する要綱（平成２８年５月２３日２８小建第１９１号）の規定に基づく小牧市三世代同居住宅支援補助金及び小牧市三世代近居住宅支援補助金（以下「同居・近居住宅支援補助金」という。）並びに小牧市定住促進補助金の交付に関する要綱（令和４年３月３１日３小都計第１６９６号）の規定に基づく小牧市定住促進補助金（以下「定住促進補助金」という。）

又はこの要綱の規定に基づく奨励金の交付を受けたことがないこと。

2 三世代同居対象建物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 三世代同居のために所有するもので、親又は子のいずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記（以下「所有権保存登記等」という。）をした住宅等であること。
- (2) 三世代同居のために令和 7 年 5 月 1 日以後に締結した契約に基づき新築等し、リフォームし、又は取得した住宅等であること。
- (3) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であること。
- (4) 賃貸又は転売を目的とする住宅等でないこと。
- (5) 市長が奨励金の交付の対象として適当でないと認める住宅等でないこと。

（奨励金の額）

第 6 条 三世代同居タイプ奨励金の交付の額は、三世代同居対象建物の新築等若しくはリフォームに係る建築工事費又は三世代同居対象建物の取得に係る費用並びにこれらに付随する敷地造成工事費及び門、塀、車庫その他の外構工事費（以下「三世代同居算出費用」という。）を合算した額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その限度額は、40 万円とする。ただし、次に掲げる費用は、三世代同居算出費用に含まない。

- (1) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る費用
- (2) 本市の他の補助金の補助対象事業となっている部分の経費（小牧市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和 5 年 6 月 22 日 5 小出第 5 号）の規定に基づく小牧市結婚新生活支援補助金にあっては、交付の申請を行う支払に係る部分の経費。第 8 条第 1 項第 2 号及び 10 条第 1 項第 2 号において同じ。）
- (3) その他市長が奨励金の交付の対象として適当でないと認めるもの

2 次の各号に掲げる要件に該当する場合は、前項の規定により算出した額に、それぞれ当該各号に定める額を加算した額を三世代同居タイプ奨励金の交付の額とする。

- (1) 三世代同居対象建物を新築等し、リフォームし、又は取得する契約を締結する時点で子世帯が新婚世帯である場合 10 万円
- (1) 中古住宅を増築し、改築し、リフォームし、又は取得した場合 10

万円

第3章 三世代近居タイプ

(対象者等)

第7条 三世代近居タイプの奨励金（以下「三世代近居タイプ奨励金」という。）の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する親又は子とする。

- (1) 継続して1年以上市外に居住する子世帯（妊娠に伴い子世帯となった者を含む。）が、三世代近居タイプ奨励金の交付の対象となる住宅等（以下「三世代近居対象建物」という。）を新築等し、リフォームし、又は取得したこと及びこれに伴い市内に転入し、かつ、定住していること。
- (2) 三世代近居対象建物を新築等し、リフォームし、又は取得したこと。
- (3) 三世代近居対象建物を新築等し、リフォームし、又は取得する契約を締結する時点で親又は子に該当すること。
- (4) 三世代近居対象建物を新築等した場合は工事請負契約を締結した日から検査済証の交付を受けた日（確認申請書を提出する必要がある場合にあつては、工事を完了した日）後6月を経過する日までの間に三世代近居を開始し、三世代近居対象建物をリフォームした場合はリフォームの請負契を締結した日からリフォームを完了した日後6月を経過する日までの間に三世代近居を開始し、又は三世代近居対象建物を取得した場合は売買契約を締結した日から引き渡しを受けた日後6月を経過する日までの間に三世代近居を開始していること。
- (5) 子世帯の構成員が市内に住宅等（三世代近居対象建物及び賃貸住宅を除く。）を所有していないこと。
- (6) 申請日において、親世帯及び子世帯の構成員の全員が、納期限が到来している市税を完納していること。
- (7) 申請日において、親世帯及び子世帯が生活保護法の規定に基づく扶助を受けていないこと。
- (8) 親世帯及び子世帯の構成員の全員が、同居・近居住宅支援補助金、定住促進補助金又はこの要綱の規定に基づく奨励金の交付を受けたことがないこと。

2 三世代近居対象建物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 三世代近居のために所有するもので、親又は子のいずれかの名義で

所有権保存登記等をした住宅等であること。

(2) 三世代近居のために令和 7 年 5 月 1 日以後に締結した契約に基づき新築し、リフォームし、又は取得した住宅等であること。

(3) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であること。

(4) 賃貸又は転売を目的とする住宅等でないこと。

(5) 市長が奨励金の交付の対象として適当でないと認める住宅等でないこと。

(奨励金の額)

第 8 条 三世代近居タイプ奨励金の交付の額は、三世代近居対象建物の新築等若しくはリフォームに係る建築工事費又は三世代近居対象建物の取得に係る費用並びにこれらに付随する敷地造成工事費及び門、塀、車庫その他の外構工事費（以下「三世代近居算出費用」という。）を合算した額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その限度額は、10 万円とする。ただし、次に掲げる費用は、三世代近居算出費用に含まない。

(1) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る費用

(2) 本市の他の補助金の補助対象事業となっている部分の経費

(3) その他市長が奨励金の交付の対象として適当でないと認めるもの

2 次の各号に掲げる要件に該当する場合は、前項の規定により算出した額に、それぞれ当該各号に定める額を加算した額を三世代近居タイプ奨励金の交付の額とする。

(1) 三世代近居対象建物を新築等し、リフォームし、又は取得する契約を締結する時点で子世帯が新婚世帯である場合 10 万円

(2) 中古住宅を増築し、改築し、リフォームし、又は取得した場合 10 万円

第 4 章 市内就業者新生活応援タイプ

(対象者等)

第 9 条 市内就業者新生活応援タイプの奨励金（以下「市内就業者タイプ奨励金」という。）の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内就業者タイプ奨励金の交付の対象となる住宅等（以下「市内就業者対象建物」という。）を新築等し、リフォームし、又は取得する

契約を締結する時点で、世帯主又はその配偶者のいずれかが50歳未満であることかつ次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす世帯の構成員であること。

ア 世帯の構成員が、出生の日から7歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある第1子と同一世帯内で同居していること。

イ 新婚世帯であること。

ウ 妊娠中の世帯の構成員（市内就業者対象建物を新築し、又は取得する契約を締結する時点で妊娠している者に限る。）がその出生後の子どもと同一世帯内で同居する予定であること。

(2) 申請日において、世帯の構成員のいずれかが市内の事業所に1年以上継続して勤務していること。

(3) 市内就業者対象建物を新築等し、リフォームし、又は取得する契約をしたこと。

(4) 市内就業者対象建物を新築した場合は工事請負契約を締結した日から検査済証の交付を受けた日（確認申請書を提出する必要がない場合にあっては、工事を完了した日）後6月を経過する日までの間に世帯の構成員のうち第1号アからウまでに掲げる要件のいずれかに該当する世帯の構成員の全員が当該市内就業者対象建物に定住し、市内就業者対象建物をリフォームした場合はリフォームの請負契約を締結した日からリフォームを完了した日後6月を経過する日までの間に世帯の構成員のうち第1号アからウまでに掲げる要件のいずれかに該当する世帯の構成員の全員が当該市内就業者対象建物に定住し、又は市内就業者対象建物を取得した場合は売買契約を締結した日から引き渡しを受けた日後6月を経過する日までの間に世帯の構成員のうち第1号アからウまでに掲げる要件のいずれかに該当する世帯の構成員の全員が当該市内就業者対象建物に定住していること。

(5) 世帯の構成員が市内に住宅等（市内就業者対象建物及び賃貸住宅を除く。）を所有していないこと。

(6) 申請日において、世帯の構成員の全員が、納期限が到来している市税を完納していること。

(7) 申請日において、世帯の構成員の全員が生活保護法の規定に基づく扶助を受けていないこと。

(8) 世帯の構成員の全員が、同居・近居住宅支援補助金、定住促進補助

金又はこの要綱の規定に基づく奨励金の交付を受けたことがないこと。

2 市内就業者対象建物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内就業者タイプ奨励金の交付を受けようとする者の名義で所有権保存登記等をした住宅等であること。

(2) 定住するために令和7年5月1日以後に締結した契約に基づき新築し、又は取得した住宅等であること。

(3) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であること。

(4) 賃貸又は転売を目的とする住宅等でないこと。

(5) 市長が奨励金の交付の対象として適当でないと認める住宅等でないこと。

(奨励金の額)

第10条 市内就業者タイプ奨励金の交付の額は、市内就業者対象建物の新築等若しくはリフォームに係る建築工事費又は市内就業者対象建物の取得に係る費用並びにこれらに付随する敷地造成工事費及び門、塀、車庫その他の外構工事費（以下「市内就業者算出費用」という。）を合算した額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その限度額は、10万円とする。ただし、次に掲げる費用は、市内就業者算出費用に含まない。

(1) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る費用

(2) 本市の他の補助金の補助対象事業となっている部分の経費

(3) その他市長が奨励金の交付の対象として適当でないと認めるもの

2 中古住宅を増築し、改築し、リフォームし、又は取得した場合は、前項で算出した額に、10万円を加算した額を市内就業者タイプ奨励金の交付の額とする。

第5章 交付の申請及び実績報告

(交付の申請及び実績報告)

第11条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、定住を開始した日から起算して6月以内に、小牧市定住促進奨励金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に、別表奨励金の種類の欄に掲げる区分に応じ、同表添付書類の欄に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、交付申請書及び前条の

書類等の提出をもって、これに代えるものとする。

第 6 章 交付決定等

(交付決定等)

第 1 3 条 市長は、第 1 1 条の規定による奨励金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査等を行い、奨励金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに奨励金の交付の決定をし、小牧市定住促進奨励金交付決定通知書（様式第 2）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、奨励金を交付することが不適当であると認めたときは、速やかに奨励金を交付しない旨の決定をし、小牧市定住促進奨励金不交付決定通知書（様式第 3）により、申請者に通知するものとする。

3 規則第 1 3 条の規定による額の確定の通知は、第 1 項の通知をもって、これに代えるものとする。

(奨励金の交付の条件等)

第 1 4 条 規則第 6 条第 6 号の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 奨励金に係る予算の執行の適正を期するため、市長が奨励金の交付に必要な事項について確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。

(2) 関係法令及びこの要綱を遵守すること。

(3) 次に掲げる奨励金の区分に応じ、それぞれに定める条件を奨励金の交付を受けた日から 3 年以上継続して満たしていること。ただし、療養、転勤、通学等のため転出が必要となった場合その他市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

ア 三世代同居タイプ奨励金 三世代同居をすること。

イ 三世代近居タイプ奨励金 三世代近居をすること。

ウ 市内就業者タイプ奨励金 第 9 条第 1 項第 1 号に規定する世帯の構成員（構成員が申請日後に出産した子どもを含む。）が定住すること。

(4) その他市長が奨励金の交付の目的を達成するため必要があると認めた条件

2 前項第 3 号ただし書に規定する事由が生じた場合は、速やかに小牧市定住促進奨励金交付状況変更承認願（様式第 4）を市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第15条 第13条第1項の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げをする者は、小牧市定住促進奨励金交付申請取下書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第16条 市長は、第13条第1項の通知をした日から起算して5月以内に、奨励金として同項の規定により決定した額の市内限定商品券を交付するものとする。

第7章 決定の取消し等

(決定の取消し)

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 法令若しくはこの要綱の規定又は第14条第1項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが不適切であると認めたとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、小牧市定住促進奨励金交付決定取消通知書（様式第6）により交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて交付決定者に市長の定める方法によりその返還を命ずるものとする。

第8章 雑則

(財産の処分制限)

第19条 交付決定者は、奨励金の交付を受けた日から起算して3年を経過するまでは、奨励金の交付の対象となった財産を奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸し付け、又は担保に供

するときは、市長の承認を得なければならない。

（実態確認）

第 20 条 市長は、奨励金に係る予算の執行の適正を期するため、定住の開始の日から 3 年を経過した時点において、三世代同居タイプ奨励金及び三世代近居タイプ奨励金の交付を受けた親世帯及び子世帯並びに市内就業者タイプ奨励金の交付を受けた世帯（以下「奨励金の交付を受けた世帯」という。）の居住実態を確認するものとし、奨励金の交付を受けた世帯は、これに応じるものとする。

（雑則）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 12 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 前項に規定する日以前に第 13 条第 1 項の規定による奨励金の交付の決定を受けた者に係る奨励金の交付等については、なお従前の例による。

別表（第 11 条関係）

奨励金の種類	添付書類
三世代同居タイプ	1 子と親の関係が分かる子世帯の戸籍全部事項証明書の写し（市内に本籍を置く世帯を除く。） 2 子が同一世帯で養育する出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもがなく、胎児のみである場合は、親子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類 3 三世代同居対象建物の全部事項証明書の写し 4 三世代同居対象建物の新築等又は取得の場合は、工事請負契約書又は売買契約書の写し

	5 三世代同居対象建物のリフォームの場合は、工事請負契約書の写し、請求書及び領収書の写し 6 三世代同居対象建物の建築確認済証及び検査済証の写し 7 その他市長が必要と認める書類等
三世代近居タイプ	1 子と親の関係が分かる子世帯の戸籍全部事項証明書の写し（市内に本籍を置く世帯を除く。） 2 子が同一世帯で養育する出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがなく、胎児のみである場合は、親子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類 3 三世代近居対象建物の全部事項証明書の写し 4 三世代近居対象建物の新築等又は取得の場合は、工事請負契約書又は売買契約書の写し 5 三世代近居対象建物のリフォームの場合は、工事請負契約書の写し、請求書及び領収書の写し 6 三世代近居対象建物の建築確認済証及び検査済証の写し 7 その他市長が必要と認める書類等
市内就業者新生活応援タイプ	1 市内の事業所で1年以上継続して勤務していることを雇用者が証明する書類の写し（1年の間に市内の事業所の間で転職をしている場合にあっては、それぞれの事業所で勤務したこと及び離職したことを雇用者が証する書類の写し） 2 新婚世帯の場合は、戸籍全部事項証明書の写し（出生の日から7歳に達する日以後最初

の 3 月 3 1 日までの間にある第 1 子と同一世帯
で同居している世帯及び市内に本籍を置く世
帯を除く。)

3 出生の日から 7 歳に達する日以後の最初の
3 月 3 1 日までの間にある第 1 子と同一世帯
内で同居しておらず、胎児のみである世帯の
場合は、親子健康手帳等の写し又は出産予定
が分かる書類

4 市内就業者対象建物の全部事項証明書の写
し

5 市内就業者対象建物の新築等又は取得の場
合は、工事請負契約書又は売買契約書の写し

6 市内就業者対象建物のリフォームの場合は、
工事請負契約書の写し、請求書及び領収書の
写し

7 市内就業者対象建物の建築確認済証及び検
査済証の写し

8 その他市長が必要と認める書類等

様式第1（第11条関係）

（表）

小牧市定住促進奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）小牧市長

申請者

住所

氏名

小牧市定住促進奨励金

（タイプ）

☐ 三世代同居タイプ☐ 三世代近居タイプ☐ 市内就業者新生活応援タイプ

の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 （子）世帯について

（フリガナ） 氏 名	続柄 年齢	生年月日	（フリガナ） 氏 名	続柄 年齢	生年月日
（ ）	歳	年 月 日	（ ）	歳	年 月 日
（ ）	歳	年 月 日	（ ）	歳	年 月 日
（ ）	歳	年 月 日	（ ）	歳	年 月 日
現住所（〒 — ）					
転入又は転居前住所（〒 — ）					
本籍地					

2 親世帯について（三世代同居タイプ又は三世代近居タイプに該当する場合のみ記入）

（フリガナ） 氏 名	続柄 年齢	生年月日	（フリガナ） 氏 名	続柄 年齢	生年月日
（ ）	歳	年 月 日	（ ）	歳	年 月 日
（ ）	歳	年 月 日	（ ）	歳	年 月 日
現住所（〒 — ）					

3 定住を開始した日

年 月 日

(裏)

4 奨励金の交付申請に当たっての同意・確認

小牧市定住促進奨励金の受給資格・条件の確認及び実態確認のため、私及び私の世帯員の戸籍情報（市内に本籍地を置く世帯に限る）、住民登録情報及び納税に関する情報について、公簿等により確認されることに同意します。

また、私及び私の世帯員は、小牧市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者には該当しないことを誓約し、反することが判明した場合は、奨励金を返還します。

なお、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、小牧市が求める必要な情報及び資料を遅滞なく提出するとともに、小牧市において当該資料等を愛知県警察本部又は小牧警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。

また、私も世帯員も、上記の内容について同意していることを誓約します。

年 月 日

世帯主名（署名）

年 月 日

【親世帯】世帯主名（署名）

※親世帯については、住民票が子世帯と分離されており、かつ、三世代同居タイプ又は三世代近居タイプに該当する場合のみ記入

5 交付対象の住宅について

■「新築等又は取得」の場合に記入

登記年月日	年 月 日	建物の種類	
登記の名義		住宅取得費	円

■「リフォーム」の場合に記入

工事契約日		工事内容	
対象工事費	円		

6 加算の有無

新婚世帯（三世代同居タイプ又は三世代近居タイプに該当する場合のみ）	有 ・ 無	中古住宅	有 ・ 無
-----------------------------------	-------	------	-------

7 交付金額について

交付申請金額 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。